

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(医療的ケア・短期入所)

Q&A

目次

項番	質問	頁
Q1	この補助の対象となる医療的ケアが必要な方(補助該当者)とは、どのような方ですか。	2
Q2	補助の対象になるのは、どのような経費ですか。	2
Q3	事業実施の場所は決まっていますか。	2
Q4	利用者の自己負担額はありますか。	2
Q5	補助に上限がありますか。	2
Q6	1年度の補助上限に達しなかった場合、残った回数を次年度に繰越してきますか。	2
Q7	補助該当者は、複数の事業所を利用できますか。	2
Q8	補助該当者は、医療型短期入所の支給決定を受ける必要がありますか。	3
Q9	利用する短期入所事業所を変更した場合に、変更後の事業所はどのような手続きが必要ですか。	3
Q10	補助該当者や短期入所事業所が福岡市外へ転居した場合、この事業を利用できますか。	3
Q11	加配職員とは、どのような職員ですか。また、どのように確認・報告する必要がありますか。	3
Q12	補助の期間はどれくらいですか。	3
Q13	補助対象の上限を超えて支援を必要とする場合、超えた時間は補助対象となりますか。	4
Q14	この事業を実施した場合、事業所から福岡市への報告は必要ですか。また、補助金は、どのように支払われますか。	4
Q15	医療型短期入所サービス費を算定している事業所は、本補助金の対象ですか。	4
Q16	補助金の交付申請は、短期入所の利用前に行う必要がありますか。	4
Q17	補助金交付決定を受ける前に利用した短期入所は、補助の対象になりますか。	4
Q18	短期入所の利用を予定していたが、キャンセルや途中退所となった場合、補助の取扱いはどうなりますか。	5
Q19	実績報告時には、どのような書類を提出する必要がありますか。	5
Q20	同一日に複数の補助該当者を受け入れた場合、補助はどのように扱われますか。	5

Q1 この補助の対象となる医療的ケアが必要な方(補助該当者)とは、どのような方です

A1 福岡市で医療型短期入所の支給決定を受け、かつ、過去1年以内に短期入所を利用していない方(補助該当者)です。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではありません。なお、過去1年とは、補助申請年度の前年度(4月～翌3月)を指します。

Q2 補助の対象になるのは、どのような経費ですか。

A2 短期入所事業所が補助該当者を新たに受け入れるために必要となる看護職員を加配するための経費です。
なお、本補助は、令和9年度報酬改定までの臨時措置です。

Q3 事業実施の場所は決まっていますか。

A3 福岡市の指定を受けた短期入所事業所に限ります。
ただし、医療型短期入所事業所は除きます。

Q4 利用者の自己負担額はありますか。

A4 障がい福祉サービスの自己負担額の範囲内での負担が必要です。本事業の実施に伴う追加の負担はありません。

Q5 補助に上限がありますか。

A5 原則、対象者1人につき、1回2泊3日(40時間)、1年2回までの利用が、補助の対象となります。

Q6 1年度の補助上限に達しなかった場合、残った時間を次年度に繰越しできますか。

A6 次年度に繰越しはできません。

Q7 補助該当者は複数の事業所を利用できますか。

A7 利用可能ですが、1年度の上限回数を超える部分の補助はありませんのでご注意ください。

Q8 補助該当者は、医療型短期入所の支給決定を受ける必要がありますか。

A8 必要です。医療型短期入所の支給決定を受けていない場合は、区への申請を行ってください。

Q9 利用する短期入所事業所を変更した場合に、変更後の事業所はどのような手続が必要ですか。

A9 補助を希望する場合は、変更後の短期入所事業所から福岡市へ、新たに申請が必要です。ただし、補助の回数は、変更前の事業所における利用回数を減じた回数となります。

Q10 補助該当者や短期入所事業所が福岡市外に転出した場合、この事業を利用できますか。

A10 この事業は利用できなくなります。

Q11 加配職員とは、どのような職員か。また、どのように確認・報告する必要がありますか。

A11 基準人員を超えて、配置される職員です。事業所は補助該当者に対し適切に支援できる体制となるよう職員を配置する必要があります。職員については、新たに雇用するのではなく、勤務日の調整等により、該当日に補助該当者を適切に支援できる体制とすることで差し支えありません。また、看護職員の常勤・非常勤の別は問いません。

支援状況については、実績報告書及び勤務形態一覧等の書類を提出いただき、補助該当者を支援した看護職員が在籍されていることを確認します。

Q12 補助の期間はどれくらいですか。

A12 補助の対象期間は、交付決定の日から当該年度の3月31日までの範囲で必要な期間となります。

Q13 補助対象の上限を超えて支援を必要とする場合、超えた時間は補助対象となりますか。

A13 上限を超えた時間や回数については、補助対象となりません。

Q14 この事業を実施した場合、事業所から福岡市への報告は必要ですか。また、補助金は、どのように支払われますか。

A14 事業を実施した短期入所事業所は、補助事業完了後速やかに、福岡市へ「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(医ケア・短期入所)実績報告書」「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(医ケア・短期入所)事業報告書及び収支報告書」「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」及び「請求書」を提出してください。その後、指定の口座へ補助金をお支払いします。

Q15 医療型短期入所サービス費を算定している事業所は、本補助金の対象ですか。

A15 対象外です。本補助金は、医療型短期入所サービス費を算定していない短期入所事業所において、医療的ケアが必要な方を新たに受け入れるための人員配置体制の整備を目的としています。

Q16 補助金の交付申請は、短期入所の利用前に行う必要がありますか。

A16 補助金の交付申請は、原則として、補助該当者を受け入れる前に行う必要があります。短期入所の利用開始後に申請された場合は、補助の対象とならないことがありますので、事前に福岡市へ申請してください。
ただし、急な利用開始等、申請が間に合わない場合は個別にご相談ください。

Q17 補助金交付決定を受ける前に利用した短期入所は、補助の対象になりますか。

A17 交付決定を受ける前に実施した短期入所については、原則として補助の対象にはなりません。
補助金は、福岡市が交付決定した内容及び期間に基づき実施された事業について交付されますので、必ず交付決定後に事業を実施してください。
ただし、急な利用開始等、申請が間に合わない場合は個別にご相談ください。

Q18 短期入所の利用を予定していたが、キャンセルや途中退所となった場合、補助の取扱いはどうなりますか。

A18 キャンセルや途中退所となった場合は、実際に実施した支援内容及び時間に基づき、補助対象となるかを判断します。

実績のない支援時間については、補助の対象となりませんので、実績報告書に正確な支援内容を記載してください。詳細な取扱いについては、個別の状況に応じて福岡市へご相談ください。

Q19 実績報告時には、どのような書類を提出する必要がありますか。

A19 実績報告にあたっては、要綱に定める「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(医ケア・短期入所)実績報告書」「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(医ケア・短期入所)事業報告書及び収支報告書」「請求書」に加え、支援状況や勤務状況が確認できる書類(従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表)を提出していただきます。提出書類の詳細については、福岡市から別途案内します。

Q20 同一日に複数の補助該当者を受け入れた場合、補助はどのように扱われますか。

A20 同一日に複数の補助該当者を受け入れた場合であっても、それぞれの補助該当者ごとに、要綱及び別表に定める上限の範囲内で補助の可否を判断します。各補助該当者に対し、適切な支援体制が確保されていることが必要です。